

前橋AZUMAベースボールクラブ 活動規約

1. 【目的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

2. 【名称】

当クラブは、「前橋AZUMAベースボールクラブ」と称する。

3. 【クラブ員】

- (1) 当クラブは、軟式野球を希望する、前橋市立東中学校の生徒を中心に、市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。
- (2) 生徒は目標を持ち、自分を鍛え磨き、人間的な成長を目指す。その保護者は生徒の人間的な成長を支援する。指導者は目標を持たせ生徒の人間的な成長を見通した指導すること。
- (3) 当クラブへの入会は、入会申込書の提出をもって行う。東中学校以外の入部希望者は、所属中学校の顧問（教諭）の了解をとることとする。
- (3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。
- (4) 反社会的問題行動等があった場合、除名等を行うことがある。

4. 【役員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者（1名）・・・クラブを代表する責任者
- ・指導者（監督・コーチ）・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・監事・連絡責任者・・・クラブを監督する 活動場所や大会などの連絡調整
- ・会計・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う

役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

5. 【総会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。年度初めの保護者総会終了時に行う。総会では以下の内容について承認・決定する。なお、紙面・電子メール等で総会を開催する場合もある。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員の選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認
- ・活動報告及び会計報告

- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

6. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は「前橋市立東中学校 グラウンド等」とする。

7. 【活動日時】

(1) 当クラブの活動時間は以下の通りである。

○土日祭日 8:00～11:00 3時間程度とし、土日どちらか1日の活動とする。

○平 日 不定期 2時間程度

(2) 警報発令時は原則行わない。

8. 【会 費】

(1) 当クラブの会費は、年間800円（スポーツ安全保険代）とする。

(2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要に応じ、別途都度徴収する。

9. 【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに充てる。

10. 【研 修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

11. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

以 上

【附 則】本規約は、令和7年5月12日より施行する。

改訂 令和7年11月1日